様式第１号（第５条関係）

年度由布市空き家改修支援事業補助金交付申請書

　 　　　　　　　　年　　月　　日

由布市長　　　　　　　　　　様

申請者　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

電　話

E-mail

年度において、下記のとおり由布市空き家改修支援事業を実施したいので、

補助金 　　 　　　　　　　円を交付されるよう、由布市空き家改修支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業完了予定年月日　　　　　　　　　年　　月　　日

２　添付書類

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）収支予算書（様式第３号）

（３）承諾書兼誓約書（様式第４号）

（４）賃貸借物件改修に係る承諾書（様式第５号）

※賃貸借契約が成立した物件を改修する場合のみ

（５）由布市税の滞納のない証明書（完納証明）※由布市税の課税がある場合のみ

（６）所得証明書（最新のもの）※改修する空き家が過疎辺地地域である場合のみ

（７）その他市長が必要と認める書類

様式第２号（第５条、第１０条関係）

　　　　年度　空き家改修支援事業計画（実績）書

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者区分 | | 所有者（売主、贈与者、貸主）・利用者（買主、受贈者、借主） |
| 申請者情報 | 前住所地 |  |
| 新住所地 | 大分県由布市 |
| 物件 | 空き家バンク（登録No　　　　） |
| 契約の形態 | 売買　・　贈与　・　賃貸 |
| 契約日 | 売買・贈与・賃貸借契約日：　　　　年　　月　　日  ※契約日以後１年以内に申請を行う必要あり。 |
| 過疎辺地 | 空き家の所在地が過疎辺地地域か（　該当　・　非該当　） |
| ３親等要件 | 所有者と利用者の関係が３親等以内（である　・　でない） |
| 県外からの  移住者の場合 | 県外から由布市へ移住した年月日：　　　　年　　月　　日  空き家利用登録年月日　　　　　：　　　　年　　月　　日  ※補助財源が県費となる場合は、移住した日から１年以内に空き家バンクの利用登録を行い、移住した日から３年以内に補助金交付申請をすることが必要。 |
| 世帯 | 世帯の人数（　　　　）名  　（申請日時点の年齢）　（性別）  申請者　（　　　　歳）　（男・女）  同居者①（　　　　歳）　（男・女）  同居者②（　　　 歳） （男・女）  同居者③（　　　　歳）　（男・女）  同居者④（　　　　歳）　（男・女） |
| 申請代表者の前年度所得額 | 別紙、所得証明書のとおり  ※改修補助金の交付を受ける空き家の所在地が、  過疎・辺地地域である場合のみ必要 |

（単位：円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業区分 | 事業計画 | | 実績 | |
| 事業費 | 実施（予定）時期 | 事業費 | 実施日/支払日 |
| 家財処分補助 | 円 | 処分時期 | 円 | 年  月　　日 |
| 改修補助 | 円 | 改修時期 | 円 | 年  月　　日 |
| 合　計 | 円 |  | 円 |  |

様式第３号（第５条、第１０条関係）

収 支 予 算（精算） 書

１　収入

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 予算額  (変更後予算額) | 精算額 | 備　　考 |
| 空き家改修支援事業 | 市補助金  うち  家財処分  改修基本  改修地域加算  改修子育て加算  自己負担金 | 円  円  円  円  円  円 | 円  円  円  円  円  円 |  |
| 合　　計 | | 円 | 円 |  |

２　支出

　※補助金は、事業用（事務所、社宅等）は対象になりません。

　　事業用ではない住宅が対象となります。

　　併用住宅の場合は、住宅部分のみが補助対象となります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ※事業区分 | 予算額  （変更後予算額） | 精算額 | 備　　考 |
| 家財処分補助 | 円 | 円 |  |
| 改修補助 | 円 | 円 |  |
| 合　　計 | 円 | 円 |  |

（注）精算の場合はかっこ書きに読み替えるものとする。

様式第４号（第５条関係）

承諾書　兼　誓約書

（裏面あり　要両面印刷）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

由布市長　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　申請者　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　印

　　　　年度由布市空き家改修支援事業補助金申請について、由布市空き家改修支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、下記の事項に関し、承諾書兼誓約書を提出します。なお、補助金受給に関し、誓約事項に違背するなど問題が発生した場合は、補助金の返還等当方の責任において適切な対応を行うことを誓約します。

※申請上該当する承諾事項・誓約事項について確認をして、□マークに☑をしてください。

承諾事項

□（１）由布市は、本事業に係る個人情報について、事業の円滑な実施、県への実施状況の報告等のため、都道府県、市区町村（由布市の関係部署を含む）に提供し、又は確認する場合があります。

誓約事項

【共通事項】

□（１）申請上該当する誓約事項の違背や補助金申請内容に虚偽、要件欠格等があった場合は、下記により補助金を返還します。

（表１　対象）

|  |  |
| --- | --- |
| 返還対象となる  補助金の種類 | 返還を求める条件 |
| 家財処分補助金 | 申請日から３年未満の間に、空き家バンクの登録抹消を行った場合（契約が成立した場合及び天災等やむを得ない事由に寄る場合を除く） |
| 改修補助金 | 申請日から５年未満の間に補助金の交付を受けた住宅から転居又は転出した場合（ただし、賃貸の場合で、所有者等（貸主）が改修補助金を受給している場合は、原則、再登録を行う事を条件に返還を求めない。）及び申請内容の虚偽若しくは要件欠格があった場合。 |

（表２　返還額）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請日からの経過年数等 | 返還を求める補助金の額 |
| ３年未満又は申請内容の虚偽若しくは要件欠格 | 補助金の交付額の全額 |
| ３年以上５年未満 | 補助金の交付額の半額 |

（裏面へつづく）

（承諾書　兼　誓約書　裏面）

□（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第１項第６号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）又は暴力団（同法第２条第１項第２号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つものでないこと。

□（３）家財処分又は改修について、補助金交付申請後に行われる、市の現地事前確認及び交付決定通知がなされるまでは、行わないこと（事前着工の禁止）。

※事前着工を行った場合は、補助金の交付を受けられないものとする。

　　※補助金は、補助金交付決定後に、補助金申請者が家財処分費用又は改修費用を支払った後、実績報告書が提出されることによりに交付されるものであること。

【家財処分補助金関係】

□（４）申請日から３年未満の間に空き家バンクの登録抹消をしないこと（契約が成立した場合、及び天災等やむを得ない事由がある場合を除く）。

【改修補助金関係】

□（５）申請日から５年以上、補助金の交付を受けた住宅に定住すること。

□（６）補助金の交付を受ける空き家の所有者等（売主・贈与者・貸主）と、利用者等（買主・受贈者・借主）が３親等以内の関係にないこと。

□（７）補助金の交付を受ける空き家の利用目的が事業用（事務所、社宅等）ではない住宅であること（併用住宅の場合は、住宅部分のみを補助対象とする。）。

【県外から直接由布市へ移住する移住者が、財源が県費である改修補助金を受ける場合】

□（８）県外から由布市へ転入するにあたっては、転勤、出向等職務上や大学進学等による一時的な転入、県外大学等を卒業した後に新規採用者で事業所等に勤務するためにする転入、県外大学等を卒業した後に直ちに帰県することによる転入等ではないこと。

　　※ただし、県外大学等の在学期間及び当該大学等を卒業後に就職した期間を通算して５年以上県外に在住した後に転入する場合は、県補助対象とすることができる。

様式第５号（第５条関係）

賃貸借物件改修に係る承諾書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

由布市長　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　申請者　　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　名

　　　　年度由布市空き家改修支援事業補助金申請について、由布市空き家改修支援事業補助金交付要綱第５条の規定により、承諾書を提出します。

　なお、本事業の実施に際し、問題が発生した場合は、当方の責任において適切な措置を講じ解決します。

記

【利用者等（借主）に関する承諾】

　下記の物件について、改修部分の有益費償還請求権及び買取請求権を放棄します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 利用者等（借主）の住所 |  | | |
| 利用者等（借主）の氏名 | 印 | | |
| 空き家の所在地 | 由布市　　　　　町  　　　　　　　　　番地 | 空き家  バンク  登録番号 |  |

【所有者等（貸主）に関する承諾】

利用者等（借主）が、本事業により下記の物件の改修を行うことについて承諾します。また、改修部分について賃貸借契約終了後の原状回復義務を免除します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所有者等（貸主）住所 |  | | |
| 所有者等（貸主）氏名 | 印 | | |
| 空き家の所在地 | 由布市　　　　　町  　　　　　　　　　番地 | 空き家  バンク  登録番号 |  |

様式第６号（第６条関係）

年度由布市空き家改修支援事業変更承認申請書

　 　　　　年　　月　　日

由布市長　　　　　　　　　　様

　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　氏　名

　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　年度由布市空き家改修支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、由布市移住者等居住支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第１号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更の理由

　　　２　事業完了予定年月日 　　　　年　　月　　日

　３　添付書類

1. 事業計画書（様式第２号）
2. 収支予算書（様式第３号）
3. その他市長が必要と認める書類

（備考）

　変更前と変更後が比較対照できるよう変更部分は二段書きにし、変更前を上段にかっこ書きで記載すること。

様式第７号（第６条関係）

年度由布市空き家改修支援事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日

由布市長　　　　　　　　　　様

　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　年　　月　　日付け　　第　　　　号で交付決定通知のあった　　年度由布市空き家改修支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう、由布市空き家改修支援事業費補助金交付要綱第６条第１項第２号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　中止（廃止）の理由

　　　２　中止の期間（又は廃止の期日）

　３　中止（廃止）後の措置

様式第９号（第１０条関係）

年度由布市空き家改修支援事業実績報告書

年　　月　　日

由布市長　　　　　　　　　　様

　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　年　　月　　日付け　　　第　　　　　号で交付決定通知のあった　　　年度由布市空き家改修支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、由布市支空き家改修援事業費補助金交付要綱第１０条の規定により、その関係書類を添えて報告します。

記

１　事業の効果 （１）事前家財処分補助 　事業費 　　　　　円

（２）改修補助　　　　　 　事業費 　　　　　円

　合　計　　　　　　　　　　　事業費 　　　　　円

２　事業の完了年月日 　　　　　　　年　　月　　日

３　添付書類

1. 事業実績書（様式第２号）
2. 収支精算書（様式第３号）
3. その他市長が必要と認める書類

様式第１１号（第１３条関係）

年度由布市空き家改修支援事業費補助金交付請求書

年　　月　　日

由布市長　　　　　　　　　　様

　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　年　　月　　日付け　　　第　　　　号で交付確定通知のあった　　　年度由布市空き家改修支援事業費補助金　　　　　　　　円を精算払の方法により交付されるよう、由布市支空き家改修援事業費補助金交付要綱第１３条の規定により請求します。

（１）事前家財処分補助　　　　　　　　　円

（２）改修補助　　　　　　　　　　　　　円

合　　計　　　　　　　　　　　　　円

【改修補助を受ける場合の内訳】

　①改修基本額　　　　　　　　　　　　　円(空き家バンク登録物件改修費用補助金)

②改修地域加算　　　　　　　　　　　　円(由布市移住促進事業補助金)

③改修子育て加算　　　　　　　　　　　円(由布市移住促進事業補助金)